解散公告

当社は、平成二十三年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十七日

島根県安来市安来町一九六一番地一

谷沢鉄工株式会社

代表清算人　岩田　通義

解散公告

当社は、平成二十三年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十七日

福岡県筑紫郡那珂川町今光五丁目一〇八番地一

株式会社西高

代表清算人　高川　周士

解散公告

当社は、平成二十三年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十七日

大分市大字毛井八四四番地の一

有限会社岡本住機

清算人　岡本　忠生

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十七日

埼玉県富士見市渡戸一丁目一四番九号

特定非営利活動法人埼玉営繕互助会

代表清算人　髙橋　亘

解散公告（第一回）

当法人は、医療法施行令第五十五条第三項により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十七日

石川県金沢市常盤町二〇番地一

医療法人まんまる

清算人　上川　吉彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月七日開催の臨時社員総会の決議により、平成二十三年八月二十六日千葉市長の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十七日

千葉市中央区新町三番地三

医療法人社団形友会

清算人　野田　宏子

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年八月三十一日愛知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十七日

愛知県岩倉市栄町一丁目六六番地

清算法人岩倉市土地改良区

清算人代表　村瀬　久通

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月五日愛知県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十七日

名古屋市瑞穂区田光町三丁目六二番地

社団法人瑞穂助産師会

代表清算人　増子美恵子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十七日

佐賀県佐賀市神野東四丁目七番三号

財団法人佐賀県労働者福祉基金協会

代表清算人　井原　好朝

配当公告

山梨県甲府市下飯田一丁目一三番二三号

破産者　宝建設株式会社

右の者に対する甲府地方裁判所平成二十一年（フ）第三五〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、四一九、五五二、二三〇円

一、配当することのできる金額

金三八、九四三、〇〇二円

平成二十三年十月二十七日

山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号内外ビル三階　破産管財人　弁護士　清水　毅

配当公告

名古屋市西区城西四丁目一番三三号

破産者　名古屋綜合建設株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第八八〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一五七、八一一、八一一円

（内優先債権額　金二、六八一、二三九円）

一、配当することのできる金額

金一五、八六四、一六三円

（内優先債権額　金二、六八一、二三九円）

平成二十三年十月二十七日

名古屋市中区錦二丁目二番二号　名古屋丸紅ビル一二階　しょうぶ法律事務所

破産管財人　山田　尚武

配当公告

岡山市北区磨屋町九番一八号

破産者　伊豫商事株式会社

右の者に対する岡山地方裁判所平成十九年（フ）第一一〇三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五二、七二三、三五二、二四四円

一、配当することのできる金額

金六六五、九四八、七〇七円

平成二十三年十月二十七日

岡山市北区南方一丁目七番二一号ＳＵＭＩＫＡビル二階　破産管財人　火矢　悦治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市和田町一丁目四九八四番地、最後の住所茨城県ひたちなか市和田町一丁目一〇番五六号

被相続人　亡　大内　由香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十七日

事務所茨城県水戸市南町三丁目四番五九号

日宣ビル二〇二号

相続財産管理人　司法書士　武藤　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市桜区大字下大久保一一三五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙山　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十七日

埼玉県さいたま市大宮区下町一丁目五〇番地まつかめビル四階

相続財産管理人　野田　泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区子安通一丁目一七九番地二、最後の住所横浜市神奈川区子安通一丁目一七九番地

被相続人　亡　神谷　邦夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十七日

横浜市中区太田町四―五五　横浜馬車道ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大野　美樹